

No.69 令和3年11月1日 【発行】JAこまち 担い手支援課 TEL:0183-78-2244

知っておきたい「インボイス制度」

最近、消費税の話でしゃ。いい椅子だの?いいボイス?だの聞くけどもいったい何よ? と思われている担い手農家の皆さん!! 農業者にも大きな影響があるんです! 令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の「仕入税額控除」の方式として 「適格請求書等の保存」が要件になることが『インボイス制度』です。

んっ?・・・分からね!? もっと簡単に説明してけれ! はい!せばまず「消費税の計算方法」から説明します!





1) 事業者は大きく分けて2つに分かれます



事業者

① 免税事業者(消費税の計算・申告が必要ない)

② 課税事業者(消費税の計算・申告が必要あり)

課税事業者の計算・申告 の方法は2つ

簡易課税

本則課税

2) あなたの消費税の計算・申告方法は?

基準期間(前々年度)の 課税売上が 1,000 万円ですか? NO

特定期間(前年度1月~6月)の課税売上 または支払給与総額が1,000万円超ですか?

YES



YES



① 免税事業者

※ただし自ら届け出すれば課税事業者になれる

② 課税事業者

基準期間(前々年度)の課税売上が 5,000 万円超ですか?

NO



YES

選択の余地はありません

本則課税

※自ら届け出すれば簡易課税を選択できます

簡易課税を選択できる



ご自身で選択できます



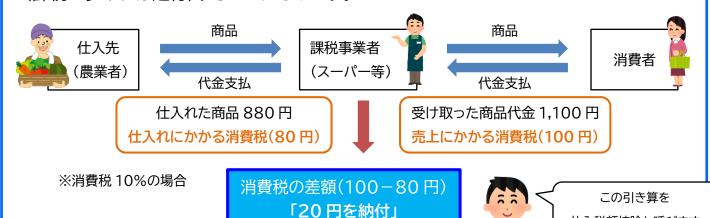


うんうん 再確認ができた!

> 続きが裏面に あります♡

3) 「仕入税額控除」も改めて確認

消費税の「課税売上にかかる消費税」から「課税仕入にかかる消費税」を差引いて計算。 消費税の課税事業者は、課税売上と課税仕入から計算した消費税の差額を納税 (課税が多ければ還付)することになります。



4) インボイス制度とは?

買い手側が「仕入税額控除」を行うには、現在では「区分記載請求書等の保存」が要件と なります。

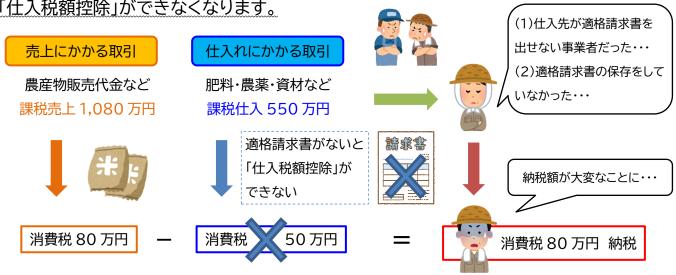
仕入税額控除と呼びます

それが令和 5 年 10 月 1 日から「仕入税額控除」を行うには、「適格請求書(インボイス) 等の保存」が要件となります。これが『インボイス制度』です。

- ◆ 登録された課税事業者だけが「適格請求書」の発行ができるようになります。
- **5) インボイス導入後の影響・・・** ※簡易課税の方や免税事業者には影響ありません

インボイス制度が始まると、(1)「仕入先が適格請求書を出せない事業者」の場合や、 (2)「自分が適格請求書を保存していなかった」場合は、本則課税の計算において





6) JA に出荷した場合は? (無条件委託方式・共同計算方式の場合)

農協特例として、農業者(売り手)の適格請求書発行義務を免除し、JA(受託者)が発行 する適格請求書により買い手が「仕入税額控除」することを認めることとなっています。

★詳しい情報は「国税庁」のホームページをご確認下さい